

青森県最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

平成22年10月29日から

時間額 645円

【除外賃金】 次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

- (1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金
- (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）
- (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

◎ 適用される範囲等

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず青森県内のすべての事業所で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

◎ 最低賃金の効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額に達しない賃金額を定めるものは、その部分については無効となり、この最低賃金額が適用されます。

◎ 労働者への周知義務

使用者は、最低賃金について常時作業場の見やすい場所に掲示するほか、その他の方法で労働者に周知しなければなりません。

◎ 最低賃金の減額特例

次に該当する労働者について、所轄労働基準監督署長を経由して青森労働局長に申請し、許可を受けた場合には、特例として最低賃金を減額した賃金額での支払いが認められます。なお、許可を受けていても、許可対象業務以外の業務を行わせた場合は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法により職業訓練を受ける者のうちの一定の者
- ④ 軽易な業務に従事する者、又は断続的労働に従事する者

◎ 特定（産業別）最低賃金

次の4産業については、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

- ① 鉄鋼業
- ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ③ 各種商品小売業
- ④ 自動車小売業

◎ 罰則

最低賃金以上の賃金を支払わなかったり（最低賃金の減額特例の許可を受けた場合を除く）、労働者への周知をしなかったときは、処罰されることがあります。

◎ 照会、相談は

◇青森労働局労働基準部賃金室	TEL 017-734-4114
◇青森労働基準監督署	TEL 017-734-4444
◇弘前労働基準監督署	TEL 0172-33-6411
◇八戸労働基準監督署	TEL 0178-46-3311
◇五所川原労働基準監督署	TEL 0173-35-2309
◇十和田労働基準監督署	TEL 0176-23-2780
◇むつ労働基準監督署	TEL 0175-22-3136

青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>) もご覧ください。

青森県最低賃金改正のお知らせ

- 1 **青森県最低賃金が改正**されます。金額等は次のとおり。

時間額 645円 (平成22年10月29日から)

- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、産業別最低賃金が定められています。
- 4 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。
(<http://www.aomori.plb.go.jp/>)

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室** へ。
(TEL 017-734-4114、FAX 017-734-5821)

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

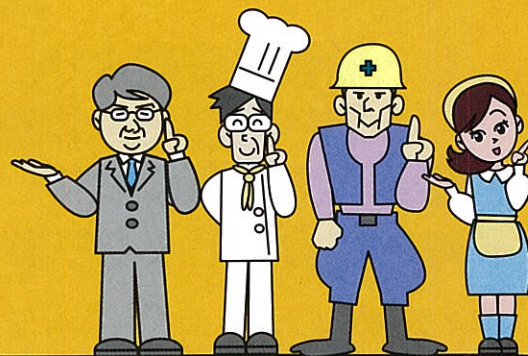
青森県 最低賃金が 改定されました。

青森県最低賃金額

645時間額円

発効日：平成22年10月29日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは青森労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

 厚生労働省



Q ■ 最低賃金制度とは ■ なんでしょう？

A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。

Q ■ 最低賃金の対象となる ■ 賃金には ■ どんなものがありますか？

A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q ■ 最低賃金額より ■ 低い賃金を労働者、 ■ 使用者双方合意の上で ■ 定めた場合はどうなりますか？

A.労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

**最低賃金額
以上の賃金が
支払われてますか？
お確かめください。**

Q ■ 最低賃金額以上か ■ 未満かどうかを、 ■ 確認する方法はありますか？

A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
（ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額（日額）となります。）
- ③ 月給の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

**必ずチェック
最低賃金！**



**使用者も、
労働者も**